

【改正後全文】

(平成 30 年 2 月 9 日 保発 0209 第 1 号)

(最終改正 ; 令和 4 年 10 月 21 日 保発 1021 第 1 号)

## 治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について

治療用装具の療養費支給基準については、「治療用装具の療養費支給基準について」(昭和 36 年 7 月 24 日保発第 54 号)及び「治療用装具の療養費支給基準について」(昭和 62 年 2 月 25 日保険発第 6 号)により取り扱われているところであるが、治療用装具の療養費(以下、単に「療養費」という。)の支給申請に係る手続きの明確化に資するため、「四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給について」(平成 20 年 3 月 21 日保発第 0321002 号)による「弾性着衣等」に係る取扱い等別途取扱いが通知されているものを除き、下記のとおり取り扱うべきものであるので、関係者に対し、周知を図られたい。

### 記

#### 1 療養費支給申請に係る手続きについて

療養費支給申請に係る手続きは、次のとおり取り扱うことが適当であること。

- (1) 保険医が患者を診察し、疾病又は負傷の治療上、治療用装具が必要であると認める。
- (2) 保険医の指示(処方)により治療用装具が製作(又は購入)される。
- (3) 保険医が治療用装具の装着(適合)を確認する。
- (4) 患者等が治療用装具に係る代金を補装具製作事業者等(治療用装具を取り扱った義肢装具士が所属。以下「事業者」という。)に支払う。
- (5) 事業者が患者等に対して(4)の支払に係る領収書(以下「領収書」という。)を発行する。
- (6) 保険者(後期高齢者医療広域連合を含む。以下同じ。)に対して、被保険者等が療養費の支給申請書(以下「支給申請書」という。)を提出する。なお、支給申請書には、(1)及び(3)について確認できる証明書並びに領収書を添付する。

このため、保険医の診察や義肢装具士への指示を経ずに患者への採型・採寸、装着又は販売等がされた治療用装具について、保険者が療養費を支給することは適当でないこと。

#### 2 証明書について

支給申請書に添付するために患者が保険医療機関に交付を求め、保険医療機関が交

付する証明書には、保険者における審査に資するため、次の事項が記載されていることが適当であること。

- (1) 患者の氏名、生年月日及び傷病名
- (2) 保険医療機関の名称及び所在地並びに診察した保険医の氏名
- (3) 保険医が疾病又は負傷の治療上、治療用装具が必要であると認めた年月日
- (4) 保険医が義肢装具士に製作等を指示した治療用装具の名称
- (5) 保険医が治療用装具の装着（適合）を確認した年月日

### 3 領収書について

事業者が発行し支給申請書に添付する領収書については、保険者における審査に資するため、次の内容が記載（又は添付）されていることが適当であること。

- (1) 料金明細（内訳別に機能による名称分類、製品名、メーカー名、価格等を記載）
- (2) オーダーメイド又は既製品の別
- (3) 治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名
- (4) リスト収載されていない既製品の場合は、領収書の欄外（備考欄）又は下部の余白等に「リスト外」と記載し、加えて、基準価格の算出方法による基準価格（上限）等（「A算定式による金額」及び採寸・採型区分、「B算定式による金額」の各金額、加えて、基準額が下限額を適用する場合は「下限額」）を記載する。

### 4 支給申請書への写真の添付について

保険者は、平成 30 年 4 月 1 日より、靴型装具に係る支給申請書の提出に際し、原則、当該装具の写真（患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの）の添付を求め、療養費の支給に当たっての適正に努められたいこと。